

建築基準法の改正に伴いケーブル貫通部の 防火措置工法も大きく変わりました。

● **改正の時期**

建築基準法の一部改正する法律は平成10年6月に公布され、平成12年6月1日に施行されました。2年間の据置期間を経て、本年6月より新基準に移行しました。

● **見直しの目的**

必要とされる性能を明確化する事とされ、それぞれを規定されました。

● **BCJ評定から国土交通大臣認定に変わりました。**

建築基準法38条(特認)が削除された事に伴いBCJ評定が無くなりました。

● **国土交通大臣認定に変わりました。**

施行令129条2の5第1項第7項ハの規定により、国土交通大臣の認定に変わりました。

● **2時間耐火が1時間耐火に変わりました。**

従来、施行令107条の2時間耐火構造の時間に合わせて最大2時間を採用しておりました。改正後は107条の耐火性能は、建物が崩れない為の(構造耐力)ものと明確に示されました。

● **1時間耐火に変わりました。**

施行令112条床面積の設置基準と、防火区画を構成する壁・床及び開口部について規定、開口部については、開口部に設ける火災を遮る設備で、特定防火設備は60分国土交通大臣が定めた構造によるもの又は大臣の認定を受けたもの。

● **試験方法が変更になりました。**

従来のJIS A 1304の試験方法から、ISO834の試験方法に変わりました。

● **旧BCJ工法は平成14年6月3日付けで移行認定が実施された。**

それぞれ国土交通大臣認定番号を受け、2時間耐火が無くなり、全て1時間耐火に変わりました。

● **工法表示ラベルも変更になります。**

ケーブル防災設備協議会発行の工法表示ラベルも変更になります。旧BCJ工法は新国土交通大臣認定番号表示の他に旧BCJ番号を併記し、従来通り赤色枠。新工法(1時間工法)は、紺色の枠になりました。

○ **新製品タフロックニジカン60の国土交通大臣認定番号について。**

工 法 名	国土交通大臣認定番号	該当製品品番
床工法スリブ無し	PS060 FL-0048	TAFTB-003～
床工法スリブ有り	PS060 FL-0049	TAFTB-024の
壁工法スリブ無し	PS060 WL-0017	11種類
壁工法OAフロアー	PS060 WL-0018	壁・床兼用
小開口(床工法)	PS060 FL-0050	壁・床兼用φ50～150
小開口(壁工法)	PS060 WL-0051	TAFMB-50～150の5種類

※次号は製品概要についてお知らせします。